

ルール・オブ・エンゲージメント (ROE)

——その意義と役割——

橋本 靖明
合田 正利

はじめに

近代以降、世界はさまざまな戦争や武力行使を経験してきた。それは、フランス革命期以降の民族国家間の戦争から、現代国際社会における地域紛争や国際の平和と安全を不安定化させる国家に対する集団的制裁に至るまで、多種多様な形を取っている。

ただし、そのように様々な形を取りつつも、戦争が政治の延長であることは疑う余地がない。それが国家間の国際紛争の形を取らず、一国内の内戦という形で生じようとも、ある勢力の政治的利益を確保するために戦われていることは同様である。もちろん、その利益は具体的には、経済的利益や民族としての自治獲得などといった問題に集約されてゆく。

一方で、戦争の実施方法を規制することで、戦争によって生じる被害を極小化し、他者に影響を及ぼさないようにする努力も払われてきた。戦争法や武力紛争法と呼ばれる一連の国際法規は、数百年にわたる戦争の歴史の中から我々が作り上げてきた法体系である。現代社会における武力行使については、いずれの国家も、武力紛争法規に違反することなく、政治的目的を最大限に果たすことが求められている。

こうした状況下において、政治と軍の活動とをリンクさせるために発展してきた規則が、交戦規定や部隊行動規則などと言われる Rules of Engagement (以下、基本的に ROE と記述する) である。その起源は、第二次世界大戦前に遡るのであるが、精緻化し複雑化していったのは、ここ数十年のことである。ただし、国家によって、時には一国内における各軍種によってもその内容は様々であり、発展の度合いも異なっているため、単純な定式化は難しい。とはいえ、軍隊の持つ破壊力が巨大化、精密化している現在、シビリアンコントロールの観点からも、軍の行動を政治的に適切に制御しつつ、軍の活動余地の範囲内で最大の効果を挙げさせることがより強く求められていると言えよう。

本研究は、かかる現状認識の上に立ち、米国を主として諸外国、機関の ROE を素材とし、その定義、内容、特徴などについて調査と分析を行ったものである。本来であれば、各国の ROE を広汎に収集し、分析を加えるべきではあるが、ROE は基本的に外部に公開される性格の文書ではないため、直接に入手可能なわずかな資料に、間接的に入手できる情報を加味して分析を行わざるを得なかった。対象としたのは、米国、英国、北大西洋条約機

構（NATO）及び国連のROEの一部である。

我が国は近年、さまざまな分野で自衛隊を活用してきている。自衛隊は、冷戦当時の直接的軍事侵攻への対処中心のものから、テロリズム、近隣地域や他の国際地域において急速に変化する国際情勢に合わせて、体制を変化させている。このような状況の下では、従来はあまり想定してこなかった状況、地域における自衛隊活動がありえるのであって、そうした場合の行動の基準を明確にしておくことが当然に必要なとなる。つまり、部隊行動のための規則であるROEの充実が求められることになる。本研究が、ROE関連規則を考慮する際に参考となる基礎知識や認識、各種関連情報を少しでも提供することになれば、執筆者の意図は達せられたことになろう。

1 ROEとは何か

（1）各国はROEをどのように定義しているか

『現代戦争法規論』において足立純夫教授は、「軍事力の行使は国家の政治目的を達成するために行われ、政治の統制下に置かれるとともに、やむを得ず軍事行動をとる場合にも人的及び物的被害を局限し、あわせて戦争犠牲者に対する保護を確保しなければならず、「戦闘行動については、不測の事態を慎重に予測し、当該事態に対する法的評価を具体的問題に適用できるようにし、特に戦闘を行うべき事態及びその方法を細部にわたって規定する必要」があり、そのような規定は、交戦規定（Rule of Engagement）と称する規則中に表現されるとした⁽¹⁾。

米国、英国、NATO及び国連は、それぞれROEを有し、次のように定義している。

米国（陸軍）の『野戦法務ハンドブック』によれば、ROEは、「資格ある権限者によって発せられる指令（directives）であり、米軍部隊が、遭遇した他国の部隊に対して戦闘行動を開始及び（又は）継続する状況と限界を規定するもの」とされる⁽²⁾。

英国では、サッチャー元首相が、「ROEとは、その範囲でなら軍部が自らの裁量で作戦上の決定を下してよいという枠組みを、政治家が承認する手段である。それは、特定の軍事作戦の遂行目的を達成するものでなければならない」と述べている。

また、英国防省の下院外交委員会宛てメモランダム（1984年）は、ROEを、「軍の各級指揮官に対し、従うべき政治方針及び実施することができる作戦行動の限界について、指

（1） 足立純夫『現代戦争法規論』（啓正社、1979年）、127ページ、第9節「交戦法規の近代化」交戦法規作成の意義。

（2） The Judge Advocate General's School, *Operational Law Handbook*, U.S. Army, 1998, p.9.

針 (guidance) を与える」とし、フォークランド紛争では、「敵と交戦 (engage) し得る諸状況を規定した詳細な指針で、指揮官に対し与えられるもの」とした。

NATOによれば、「資格ある権限者によって発せられる指令 (directives) であり、部隊が、遭遇した他国の部隊に対して戦闘行動を開始及び (又は) 継続する状況と限界を明記するもの」がROEである⁽³⁾。

上記の諸例から見ると、ROEは、米国及びNATOの「資格ある権限者」、英国の「政治方針」「注意深い統制」の用語に見られるように、「軍隊が政治目的のために使用される」という前提を明確に示している。また、軍隊が、他国からの武力による侵略を排除するべく自衛権を行使するための武力行使機関であることも当然である。

これらの事から考えると、ROEとは一般に、一定の政治目的を実現するために軍隊を使用するに際して、及び自衛権を行使するために軍隊を使用するに際して国家等が軍に課す行動規則であり、軍を政治に従わせるための一手段といえることができる。

(2) ROEは何を目的としているか

ROEは常に国家の政治目標、方針の下に策定されるが、軍事的問題とも密接に関連する。このため、米国等はROEと現場指揮官との関係等から、その目的を次のように示している。

米国においては、ROEの目的とは、国家目標に、軍事力の使用を適合させることであり、部隊の行動を国家目標・国家方針に整合させる手段で、その時の国家方針下における対処行動のシーリングを示すことである⁽⁴⁾。適切なROEが作成され示されている時、現場指揮官は、政治的判断から解放され、明示されたシーリングの下で、軍事的合理性に基づく判断措置に専念することができるのである。ROEは対処マニュアルや準拠法規そのものではない。

英国においては、ROEは、指揮官に付与された任務を実行する際の裁量の範囲と課せられた制約の範囲を知らせる目的で示されるパラメータであり、指揮官は、状況に応じ、合法性、合理性かつ必要性に基づく、部隊へのROE適用を判断する責任を有している。ただし、ROEは、特定の任務を指定し、戦術的な指示を付与する手段として用いるものではない。作戦命令などではなく、命令を実行する際の行動尺度とでも言えばよい。

このように、各国のROEの目的を全般的に捉えて言えば、指揮官に付与した任務を遂行させるに当たって、指揮官に実行の際の裁量範囲と制約を明確に認識させることである。この際、指揮官は任務を遂行するに当たって、状況を判断し、種々の作戦、戦術を選択す

(3) JCS, *Dictionary of Military and Associated Terms*, 1998.

(4) CINCPAC *Operational Law Exchange Program*, 1996.

ることになるが、ROEの目的は、それらに関する、教義、戦術等を直接に規定するものではないということ認識する必要がある。

（3）米軍のROE

①ROEの位置付け

ROEは、各種の国際法法規の許容内で作成され、法的権利の行使を許可又は禁止する。ただし、権利を行使する手順及び要領並びに法の遵守義務規則は、ROEに含まれない。これを前提として、ROEは、政治、軍事、国内法により変化する。

②ROEの意義

ROEは、政治、軍事、法規上の意義を有している。

政治上は、国家の政策及び目標を部隊指揮官の行動に反映させることを保障するものである。

軍事上は、部隊指揮官が付与された任務を遂行するために必要な限界を示すものであり、作戦行動に関する最高限度を規定し、米国の望まない事態の拡大、即ち、潜在的敵対者を顕在化させないよう保障するものとなる。

法規上は、部隊指揮官の行動が各種の国際法と国内法に一致するように拘束し、かつ特定の状況において法が要求する以上の広範な制約を課すことができる。これにより、部隊指揮官は、自らの任務に関する法的根拠を理解し、戦争法の原則を補足するためのROEを各レベルで発令することができる。

③ROEの三機能

ROEは、①国家指揮中枢から展開部隊に至るまでの、武力行使に関する実施要領、②平時から戦時へと移行する統制メカニズム、③計画作成を促進するメカニズムという3つの機能を有する。国家指揮中枢及び将兵を結びつけるという性格から、ROEは、国家政策目標、軍の任務要求及び法律を含む枠組みとなる。

④ROEの特性

米国のROEは、①国際法をベースにして、国家、部隊防護及び個人の自衛権を重要要素として位置付けている。②米軍は、主として海外での行動を想定しており、ROEは海外での運用を予定している。③軍事裁判を有しており、ROEの適用の適否を判断できるという特性を有している。

しかしながら、ROEの反対効果もあり、ROEによって細部にわたり部隊指揮官の権能

（5） Major W. R. Hittinger, *Rules of Engagement As A Force Multiplier*; CSC, 2000では、ベトナム戦

が統制される場合には、部隊運用の硬直化を招くことが指摘されている⁽⁵⁾。

⑤統合参謀本部標準交戦規定 (Standing ROE : SROE) の構成等

米国がROEによって軍の武力行使を制限するようになったのは朝鮮戦争以降のことである。それは、ソ連による米国の核独占体制が崩れ、全面戦争回避のため、武力行使のコントロールの必要性が生じたことと、技術の進歩による通信手段の発展が、末端部隊まで政策決定者の意図の徹底を可能にしたからである。

ア 平時交戦規則の制定

米軍の交戦規定は、平時交戦規定と戦時交戦規定に区分されてきた。

ベトナム戦争までのROEは事態に応じて作成されてきた。しかし、1970年代のソ連海軍の外洋進出とそれに伴う「敵からの砲火があってから反撃する」という従来の海軍の方針に変化が求められたことから、1979年、海軍において行われた「世界規模で平時の海洋交戦規則を標準化する」研究⁽⁶⁾により、平時ROEの標準化が始まった。この研究が、「海洋部隊のための全世界平時交戦規則 (The Worldwide Peacetime Rules of Engagement for Seaborne Forces : PMROE)」として、統合参謀本部から承認された⁽⁷⁾。

その後、1986年、PMROEが「統合参謀本部平時交戦規則 (JCS Peacetime Rules of Engagement : PROE)」と改称され、全米軍部隊に適用された⁽⁸⁾。このPROEは、1994年版SROEが交付されるまで有効であった。しかしながら、陸上部隊用の付録規定は「捕虜を殺すな」「掠奪を禁ずる」などの戦時法規の諸原則から構成され、ROEとしては疑問を呈される規定も含まれていた。

イ SROEの制定

湾岸戦争の教訓からなされた、陸軍と海兵隊の上級法務官による陸上部隊用ROE付録の改善、個々の兵士による自衛権についてROEへの制定提言などにより、各種の議論を経て、1994年には統合参謀本部標準交戦規定 (SROE) が公布された。

このROEの特徴は、議長告示及び添付文書A本文が秘密指定されなかったことである。その理由は、「多国籍のROEを米同盟国と開発する際に、それが本ROEと矛盾しないようにするための同盟国との調整手段として用いることを意図」(告示第7項) したためであ

争において政治が軍事作戦に介入しすぎ、細部にわたって末端部隊まで統制したために軍事的敗北につながったことが分析されている。

(6) W. Hays Parks, "Righting the Rules of Engagement," *U.S. Naval Institute Proceedings*, May 1989, p.84.

(7) Major M. S. Martins, "Rules of Engagement for Land Forces : A Matter of Training, Not Lawyering," *Military Law Review*, No.27-100-143, Vol. 143 (Winter 1994), p.37.

(8) W. Hays Parks, "Deadly Force is Authorized," *U.S. Naval Institute Proceedings*, January 2001, p.33.

る⁽⁹⁾。冷戦の終結と民族・地域紛争の多発、国際平和支援活動等における非在来型軍事活動等から、このような特徴を有するに至ったと推定できる。

SROEは2000年には、自衛のための強制力の行使について、隊員に理解させ、訓練させる義務を司令官に負わせるように改訂された。

ウ 目的等

米軍の行動基準となるSROEは、①任務達成に関する武力行使、及び②自衛の固有の権利行使に関する実行上の実施要領を提供するものであり、①任務達成に合致した武力行使を律する指針の提供、②全ての指揮部隊に全世界的に適用可能な自衛権の実施、③戦争以外の平時の作戦の間、平時から武力紛争すなわち戦争への移行の間、代替指針の欠如した武力紛争の間における使用に供することを目的としている。米国に対する軍事攻撃の間、並びに軍事作戦、不測事態及び米国の領域管轄外で発生したテロ攻撃の間、米国軍隊に適用される規則である。米国の管轄領域とは、50州、プエルトリコ、北マリアナ、米国属領と米国保護領を指している。

エ 基本的事項

「自衛権」に関しては、国連憲章第51条にいう「自衛の固有の権利」を基礎としており、必要性（敵対行動の生起又は敵対意図の誇示）により、均衡性のある反撃を行うことが発動要件となっている。自衛権行使に関して米国のSROEに規定される原則は、以下の通りである。「武力攻撃又は差し迫った武力攻撃の脅威に対する自衛としての武力行使は、必要性及び比例性の二要素に基づいている。」

必要性とは、敵対行為又は敵対意図に対応するために当該武力行使が必要であるということであり、比例性とは、あらゆる場合に、米国軍部隊の武力行使が、攻撃や攻撃の脅威に対抗するため、そして米国軍の安全を継続的に確保するために合理的に必要とされる強度、期間及び地理的範囲内にとどまることを示している。自衛は、国家レベル、集団レベル、部隊レベル、個人レベルの自衛に区分される⁽¹⁰⁾。

国家レベルの自衛は、敵対行為又は明白な敵対意図から、米国軍及び特定の場合における合衆国市民とその財産、合衆国の企業資産を防衛する行動をいう⁽¹¹⁾。

集団レベルの自衛は、指定された合衆国以外の市民、軍隊、財産及び権益を敵対行為及び敵対意図から防衛する行動をいう。国家指揮中枢のみが米軍が集団的自衛を実施するこ

(9) Lt. Col. M. L. Warren, "Operational Law : A Concept Matures," *Military Law Review*, No.27-199-152, Vol.152 (Spring 1996) p.52.

(10) 『米国軍隊に適用される標準交戦規定（統合参謀本部議長命令第3121. 01A号 2000. 1. 15）』第5項「定義」。

(11) 米国の自衛の対象は、市民や企業の財産、資産まで含む広汎なものである。時に在外自国民の生命、財産を保護するために自衛権を行使する場合があるが、この点については諸国の解釈は一致し

とを承認できる。

部隊レベルの自衛は、敵対行為又は敵対意図に対して、分隊又は個人を含む米軍部隊及び近傍に所在する他の米軍部隊を防護する行動である。

個人レベルの自衛は、自己及び近傍の他の米軍部隊を敵対行為及び敵対意図から防衛する権利をいう⁽¹²⁾。

敵対行為とは、外国軍隊若しくはテロ集団による、米国、米軍部隊又は指定された者若しくはその他の武力の行使、あるいは、米軍部隊の任務を妨害する意図を有する武力の行使をいう。一方で敵対意図は、外国軍隊又はテロ集団による、米国、米軍部隊又は指定された者若しくは財産に対する武力行使が差し迫っている脅威を指す。

オ 各段階における責任

国家中枢 (NCA) は、米軍部隊に適用される交戦規定を承認する。統合作戦課 (J-3) は、これら作戦規定を整備する責任を有している。

総司令官は、必要なSROEを増補することができる。

各部隊の指揮官は上級指揮官の交戦規定及び標準交戦規定を適用して任務を達成するために、交戦規定を確立する責任を有している⁽¹³⁾。陸軍を例にとれば、SROEは、統合参謀本部議長から統合軍司令官へ、統合軍司令官から師団長、旅団長、連・大隊長の指揮系統に沿って徹底される。

統合軍司令官以下の指揮官は特定の任務に必要なROEを作成し、それぞれの上級指揮官に報告又は申請・承認を受けて下級指揮官に付与する。申請の重要度によっては、大統領までなされることとなる。

各兵士は、ROEが分かりやすく処理されたポケットカードを保持している。

カ 構成

2000年に改定されたSROEは、多国籍軍 (MNF)、暴動及び災害救援活動に参加する場合を除く他、全ての合衆国軍部隊に適用されるものであり、平時から戦時に至る全ての軍務に適用される交戦規定の発展と適用のために共通的な形式を提供できるように構成されている。

その根幹となる附属書A「標準交戦規定」の構成は、SROEの狙いと範囲、政策、目的、総司令官の特定戦域、自衛権及び敵対行為等の定義、敵性の宣言、自衛を行使する権限、

ていない。例えば日本の場合、在外邦人への攻撃は、日本への武力攻撃とは解釈しておらず、自衛権発動とはリンクしない。(昭和48年衆議院における法制局答弁)

(12) この一連の分類を見ると分かるように、米国は、国家の自衛から兵士個人の自衛までのすべてを国際法上の自衛権に含めている。個人の正当防衛や緊急避難を用いるとする日本との差は明らかである。

(13) 『米軍部隊に適用される標準交戦規定』第4項「総司令官の個別戦域交戦規定」。

自衛における行動からなっている⁽¹⁴⁾。

キ 留意すべき諸点

第一に、個人の自衛に関する問題が十分に払拭されていない点である。

1994年版SROEにおける自衛は、国家自衛、集団自衛及び部隊自衛に区分され、個人の自衛は、部隊自衛の部分集合として扱われ、文書末尾の用語集の1項目として扱われた。このため、制定当初から個人自衛に関してどの時点で致死性強制力を行使できるかが、必ずしも明確でないという批判があった。

2000年版SROEにおいては、個人自衛は、部隊自衛と同列に項目化され、指揮官は、自己の各部隊に属する要員が、自衛のための武力行使を何時、どのように行使するかについて理解し、かつ訓練を受けることを保証する義務を負うと明記された。

自衛に関して武力を適用する要件は、必要性と均衡性である。必要性は、敵対行為が発生しているか、軍隊又はテロリスト（集団）が敵対意図を表示しているときに存在するとされており、均衡性は、敵対行為又は表示された敵対意図に対抗するための武力行使は、その時点において、指揮官が知り得る全ての事実を基礎として、認識され又は表示された脅威に対して、その烈度、継続時間及び程度において合理的なものでなければならないとされている。

また、自衛の手段として、国家自衛から個人自衛にまで適用されるものとして「状況の段階的收拾の試み」「状況を沈静化するため、非殺傷兵器使用を含む均衡性のとれた武力の行使」及び「無力化又は破碎のための攻撃」に区分されて述べられている。

この中で、状況の段階的收拾の試みに記述されている「時間及び環境が許すならば、敵性勢力は、警告を受け、撤退し又は威嚇行動を中止する機会を与えられるべきである」という事項が個人自衛に関係するものと考えられる。

指揮官に武力行使の時期等について要員に理解させるよう義務付けたとしても、指揮官の時期等の判断基準を明確にする必要がある。これらは、1994年版と2000年版ともほぼ同じであり、2000年版SROEも、強制力の行使にあたって、どの時点でということが具体的にないという問題点を抱えている。

更に敵対意図に関しては、NATO諸国にこれに対する軍事行動を制限する国が多く、敵対意図に対する自衛権に基づく武力行使には異論が多い⁽¹⁵⁾。敵対行動においても米国と同じ対応を取れない場合もあり、状況によっては報復に転化する場合があることも否定で

(14) 『米国軍隊に適用される標準交戦規定』付録A。

(15) 等雄一郎「国際平和支援活動（PSO）の交戦規則（ROE）」『外国の立法』第205号（2000年）、293～301ページ。

きない。米軍との共同、多国籍軍等においてROEの判断に違いが生ずる可能性があり、対応が異なる場合があることを十分に認識しなくてはならない。

第二に、ROEを徹底する上での留意点がある。

ROEを徹底するには相当程度の時間が必要である。作戦に基づいて補足のROEを作成し、上級指揮官に申請、許可をもらい、その上で兵士の末端まで徹底する必要がある。複数の部隊の共同作戦においては、更にROEに対する理解の確認、修正等の調整等が必要である。ベトナム戦争においては、複雑で多種類のROEが作成され、時間の不足から相互の調整が行われず、しかも訓練不十分なままで作戦に突入した事例が多数報告された。米軍では、複雑なROEを兵士に理解させるため、次のような四つの規則によって構成される「RAMP」という標準規定を提案している。

①Return fire

照準射撃により応射せよ。諸君は常に、必要な軍事力をもって敵対行為を撃退する権利を有している。

②Anticipate attack

攻撃の機先を制せよ。敵対意思を明確に確認できた場合のみ、軍事力を行使せよ。

③Measure your force

時間と状況の許す限り、行使する軍事力の総量を均衡させよ。

生命の保護と任務達成に必要な軍事力のみ行使せよ。

④Protect only with deadly force

人命及び指揮官が指定した財産のみを圧倒的軍事力を以って保護せよ。これ以外の財産保護の場合、圧倒的軍事力の行使を抑制せよ⁽¹⁶⁾。

もちろん、これだけでなく、時間をかけて事例研究、実動訓練の積み重ねが必要であることは当然のことである。

第三に法務官の活用に十分に留意すべきである。

米軍のROE作成に当たっては、各作戦における法務官としての教訓がまとめられ、次期作戦に反映すべく考慮されている。法務官を主体として構成された法・軍事センター (CLAMO) の設置とともに、ROE作成に関わる法務官の地位、役割の明確化と国際法等の関連法規則の理解能力養成、更には訓練における法務官の活用等に十分に配慮している。

(16) 注7、*Military Law Review*, Vol.143 (Winter 1994), p.86.

⑥兵力使用規定（Rules for the Use of Force : RUF）

RUFは、軍の機能を利用する活動ではあるが、戦闘行動とは言えない平時の活動分野の多くをカバーする。それは、法律や国防大臣の指針等を根拠とした陸軍の規則の一種であり、国内法毎に作成され、秘密区分も指定されていない。RUFに対する違反は処罰の対象となる。

RUFは、民間暴動に関する軍事支援、地方行政に対する軍事支援、法執行者に対する国防省の協力、国防省職員による法執行及び治安維持任務における武器の使用と火器の携行の国内支援作戦に関する指針を示している。

その構成は、対麻薬における武器使用規則、市民暴動における武器使用規則、部外機関への軍隊としての支援、法の適用における軍隊に関する規則、化学・生物・原子力災害における武力使用、重要警護施設防護計画等から成っている。

米国の軍隊は、9.11事件以降も国外で使用するという原則は変わっていない。国内で使用される兵力は、主として州兵である。米国内においては、多くの場合、敵はいない（相手は犯罪者である）ということ、米国民を対象としていること、国内法を遵守すること、より直接的な文民統制が必要であることからROEではなく、より抑制的なRUFで武力統制を行っている。

（4）国際平和支援活動におけるROE

冷戦終結後、従来のPKOを超えて、停戦合意が成立しない状況下での活動、国連憲章第7章下での強制行動、予防展開、人道支援活動等が行われるようになり、従来のPKOと併せて平和支援活動（Peace Support Operation : PSO）と総称されている。

米軍においても、戦争以外の軍事作戦（MOOTW）の一部として捉えられている。

国連における軍事部門のためのROEは、国連安保理決議に基づいて作成される。その権力と権限は、安保理決議に基づき、そのマンデートに従った方式で行使することが義務付けられる。

ROEの実行においては、武力紛争法を含む国際法に従うことが要求され、これらの法に従ってROEを適用することが求められる。ROEは、国連によって承認され、その権限によってのみ変更することができる。

軍指揮官は、全ての隷下指揮官にROEを伝達する責任を有し、現地の状況に応じて必要性を感じた場合は、国連の承認を得て、状況に応じた指令を出すことができる。

各国の派遣部隊の指揮官は、指揮下の全員がこれらのROEを理解しているか確認する責任がある。ROEの適用に関する訓練が全レベルの指揮官の任務であることは言うまでもな

い。

PSOにおいても、国連から任務が付託された場合、ROEは任務遂行に重要な役割を果たすことになり、マンデートに平和強制活動のような内容が含まれる場合、ROEの作成、運用には慎重でなくてはならない。

①国連保護軍（UNPROFOR）のROE

旧ユーゴスラビアの解体による民族紛争解決のため、国連安保理決議によって国連保護軍が設立された。1992年から1995年まで、担当地域の変遷があったものの最大約4万人の規模で構成された国連史上最大の活動が実施された。ここでのROEは、あらゆるレベルの司令官に強制力の行使を左右する指令及び指針を提供できるようにする手段であると位置付けられている。

本行動は、国連憲章第7章下のものであり、特定目的に限って武力行使を認めている。それは、自己、国連要員及び防護下にある地域とその住民を防護するため、保護軍の任務遂行の妨害を目指した行為に抵抗するため、防護する安全地域への意図的侵入に抵抗するために限って武器を使用できるとするものである。同時に、強制力の行使は最小限にすることと火器の使用は最後の手段であることが強調された⁽¹⁷⁾。一方で、敵対意図への対応については、火器は不使用となっており、その選択肢として、撤退又は現場に留まり、相手との連絡関係の確立、あるいは現場に留まり、火器の火蓋を切らない適切な手段で決意を誇示せよとしている。

いずれにしても、国連保護軍は、限定的武力行使を認めた「第2世代のPKO」になったとされる。

②国連によるハイチミッションのROE

1991年のクーデターでハイチに誕生した軍事政権に対し、1993年経済制裁実施決議とともにハイチの警察の指導・訓練を目的とした国連平和維持活動が実施された。

ここでのROEは、「貴官自身、貴官の部隊、及び国連ハイチミッション要員を防衛するために必要かつ適切な行動をとるべき貴官の権利を何ら制限するものではない」と文頭に書かれている⁽¹⁸⁾。

その内容は、任務遂行のために必要最小限を超えた武力行使を禁じている。他方で自衛のための強制力行使を認めている。また、自衛の権利に基づく武力行使は、ROEの範囲外であるとしている点に特色がある。敵対意図については、1994年9月の共同統合任務部隊交戦規定カードには、敵対行為と同様、敵対意図の表示に対して、武力をもって対応する

(17) 『ボスニア国連保護軍交戦規定（軍司令官命令01/92）』。

(18) 注2、*Operational Law Handbook*, pp.9-17.

ことに躊躇しないとされていた。

③「希望回復作戦（Operation Restore Hope）」のROE

1992年12月国連安保理決議による授權のもとに米国主導の多国籍軍によるソマリアへの人道介入作戦が展開された。この部隊は、統一機動軍（Unified Task Force：UNITAF）と呼ばれ、主力は米軍であった。

この活動の特色は、国連としては初めて人道目的のために国連憲章第7章下での軍事活動を承認した作戦であったこと、指揮統制権は米軍にあったことである。ROEは、米中央軍の平時交戦規則を基に作成され、ソマリア派遣米統合機動部隊司令官に公布された。

武力行使に関する事項は、兵士が自己又は部隊を防護する目的で強制力を行使することを認めている。また、非武装の敵対分子に対しては、基本的に強制力によって段階的に対応するとともに均衡性の原則を謳い、強制力の行使は、任務達成に必要最小限であるべきことが強調された。

米軍主体であるため、全兵士のための防護規則として、敵対意図に対して致死性の強制力を行使できるのは、目前で敵対意図の明確な誇示があった時であって、部隊指揮官又は指揮官不在の場合は各兵士がこれを決定することができるとされていた。UNITAFと米中央軍は、多国籍軍事作戦平時交戦規定を作成し、参加各国に採用するよう強く求めたとされている⁽¹⁹⁾。

④「救援作戦（Operation Deliverance）」のROE

1992年ソマリアでの多国籍軍（UNITAF）にカナダは、カナダ空挺連隊を主力として参加し、救援物資の搬送支援、学校建設プロジェクト等を担当した。

この間、ソマリア人群集への発砲による殺傷、宿営地に盗みに入ったソマリア人の射殺、16歳の少年への拷問による殺害などが相次ぎ、カナダ空挺連隊は廃止されてしまった⁽²⁰⁾。

この作戦におけるカナダのROEでは、「ROEは、司令官と指揮官への命令であり、かつ米国部隊のために用意された命令と両立可能なものである」旨が記されていた。

問題点は、①ROE作成時点で政府としての目標は明確でなく、安保理決議のみに基づいて作成された、②窃盗犯に対する対応が述べられていなかった、③敵対行為と敵対意図への対応がほぼ同じに強制力の使用を認めていた、④脅威に対する対応の度合いが不明確であった、⑤ROEカードの配布がカナダ出発直前で、事前及び事後の訓練がなされなかった、⑥各級指揮官が、ROEの曖昧さや不正確さを是正する処置をとらなかったことなどである

(19) 注15、等「国際平和支援活動（PSO）の交戦規則（ROE）」289～293ページ。

(20) 同上、296～301ページ、カナダ軍「救援作戦」の交戦規則。

と指摘されている。

敵対意図に対しては、敵対行動と同じく当面の脅威を制圧するため、必要な程度に応じた軍事的行動が許されるとした。敵対意図の明白な一例は、武器の照準を定めること（武器を向けること）であり、明白な証拠があるとき致死性の強制力を行使できるとされたのである。

従来型のPKOを積極的に行ってきたカナダにとって、必要なあらゆる措置を取ることができるとする平和強制活動には不慣れな点が多かったのか、あるいは指揮官が、「ソマリアでは交戦規則によって、兵士はまず発砲し、その後に質問することが容認された（マクドゥール外相）」と訓話したことが災いしたとも推察される。

2 ROEの歴史的経緯

(1) 米国

米国におけるROEの歴史的経緯を概観すると、1954年以前は共通のROEはなく、1954年「迎撃及び交戦に関するJCS指示」が出された。1958年JCSでROEという用語が正式に採択され、1964年にはベトナム戦争における制限的航空作戦に関するROEが用いられた。1981年海上部隊の平時におけるROE、1986年米軍の平時におけるROEが承認された。更に、1994年にはSROEが承認され、2000年に改定、現在に至っている。

その間、朝鮮戦争、ベトナム戦争及び湾岸戦争等を経て、逐次、標準化、統合化が行われた。ただし、その間、陸海空とも画一的に横並びに進展してきたという訳ではなく、それぞれに相当な差異があった。

①航空部隊の交戦規定の経緯

航空部隊のROEには、冷戦構造の緊張、通信連絡の不断の改良、報道媒体から呈された作戦への懐疑などが考慮すべき緊急の問題とされてきた。

ア 朝鮮戦争

朝鮮戦争は、戦争が政治の手段として示された典型的な例である。北朝鮮に対する航空作戦において、司令官であるマッカーサー元帥は、米爆撃機が中国領内に侵入することと鴨緑江北朝鮮側の水豊ダムを破壊してはならないとの命令を、ワシントンから受けた。これは、朝鮮戦争が北朝鮮との戦争であり、中国が戦争に参加して核戦争に発展することを危惧した米政府の判断である。しかし、その結果、爆撃機のパイロット達は、鴨緑江に架かっている橋梁を爆撃するためには北朝鮮と中国の国境沿いに飛行せざるを得ず、危険な状態での作戦を強いられることとなった。この鴨緑江爆撃制限は、戦術作戦に関する戦域

司令官の状況判断を統合参謀本部が覆した初めてのケースとなった。

マッカーサー司令官は、中国国境の越境と核攻撃も辞せずと主張し、この主張がトルーマン大統領の政治的目的と相容れないことから、大統領によって司令官の職を解かれることとなったのである。

1950年9月から1953年7月までに、少なくとも5回、米国とソビエトの間で空中戦が行われ、米軍機3機、3機を下らないソビエト機が撃墜された。この出来事は当時においては極度に緊張した対決の中でのことであり、その後、統合参謀本部は1954年11月に「迎撃及び交戦規則」を発令した。当時これは交戦規定（ROE）と呼ばれ、1958年統合参謀本部は、公式に「交戦規定（ROE）」という用語を採用した。

イ ベトナム戦争

ベトナム戦争は、米空軍におけるROEの発展を加速した。1954年フランスとホー・チ・ミン政府との間で締結されたジュネーブ協定に基づく厳しい制限を米国も尊重するとして、統合参謀本部がROEを発令し、東南アジアの航空作戦に適用されたのである。これは、①地域的限界、敵対行為、自衛の条件等の全般、②行動制限、③作戦規則の三つの規則からなっており、その一例を挙げると「米国軍機に、米国とベトナムの搭乗員を搭乗させ飛行すること、威力偵察任務を指令することを控えること」である。

1965年から1968年の間の雷鳴爆撃作戦（the Rolling Thunder Bombing Campaign）には、ROEによって厳しい制限が課された。

北爆においては、当初、攻撃地域を非武装地帯の北側周辺地域、いわゆる南部地域に限定して、日時や機数等の指定及び攻撃目標を慎重に選定し、周辺の被害の局限に努めた。次いで北爆を北ベトナム全域に拡大、工業施設の破壊に重点を指向するが、ハノイについては爆弾投下地域を限定した。その後、北ベトナム北方地域に重点を移すとともにハイフォン港を孤立化し、戦争遂行能力の低下を図った。

1968年4月以降は、停戦交渉の開始のため、全面北爆を中止した。その後、暗礁に乗り上げた停戦交渉を打開するため、再びハノイに対して爆撃を加え、ハイフォン港を機雷封鎖したが、同年10月には北爆を中止した。

この間、当初、攻撃目標の限定、日時や機数等の指定、威力偵察及び波状攻撃の禁止等厳しい統制が加えられた。爾後、それぞれ緩和あるいは拡大される等の変更がなされたものの、全般的に見て住民の生命財産の保護を強調した非常に厳しい統制であった。軍事的観点からは、このような厳しい統制が、敵が被害を被らずに多量の軍事物資を北ベトナム北東部に輸入し、航空機の退避所を建設し、ハノイ・ハイフォン市街区の防空を支援する聖域を創設する効果を生んだという批判的評価がなされている。

1967年ラオスとベトナムの村々への不注意による爆撃が大々的に公表されて以降、ラオス南部地域に適用されるROEでは、ハノイ・ハイフォン近郊への事実上全面禁止に近いほどの厳しい制限が加えられた。また、ラオス南部を通過して走る補給線に対する空爆は、全て米国大使館の承認と地上前線航空統制官の要求との二重の安全装置が必要とされた。このため、目標の評定と攻撃許可の受領に15日間を要することになり、爆撃効果も十分得られない状況を呈してしまった。

ベトナム戦争では、米航空機の日々の戦闘に政治関連事項が反映され、規制水準も非常に高く設定された。外交交渉の進捗状況に応じ、政治指導者はROEを厳しくしたり緩めたりすることを繰り返した。ベトナム戦争においても、朝鮮戦争のマッカーサー司令官同様に、第7空軍司令官が、北ベトナム空軍基地及びレーダー基地に対する28回の爆撃を指揮したとして、大統領官邸発の規則に反した容疑で告発され、退役させられている。

ウ 対リビア

1981年、米国のF-14戦闘機が、ROEの規定する自衛に基づき、リビアのSu-22戦闘機を撃墜した。このときのROEは、国際法と軍事的効率性に直接関連しない多くの制限規定が取り払われたものであった⁽²¹⁾。

②海上部隊のための交戦規定の発展

現代の海上交戦規定は、米国艦艇に先制攻撃の義務があるかという海軍固有の問題をめぐって発展してきた。

ア シドラ湾上空での交戦

1981年のシドラ湾に用いられたROEは、統合参謀本部から承認を受けた「海洋部隊の平時ROE (PMROE)」(後にPROEと改称され、米軍の全部隊に適用)の初めての実行例となった。

作戦行動上、軍艦は、敵艦船からの第一撃を受けた後に効果的かつ容易に正当化できる反撃を開始できるものとして長く慣習化されていた。このため、海軍の指導者達は、1960年代後期には、敵艦の先制攻撃によって戦術的優位を取る機会が失われるかもしれないとの危惧を募らせていった⁽²²⁾。

1978年に至り、米国海軍は、撃たれた艦艇のみが射撃できるという概念を放棄するとともにROEの研究と策定に着手した。海軍作戦本部長は、海軍分析センターの指導を受け、「海上部隊のための平時海上交戦規定 (Worldwide Peacetime Rules of Engagement for Sea-

(21) 注7、*Military Law Review*, Vol.143 (Winter 1994), pp.35-39.

(22) 英国海軍は、同じ問題に数年来取り組んできたため、米国の解決手法は、1960年代中期に英国が生み出した海軍教義とよく似たものとなった。

borne Forces : PMROE)」の作成を命じた。1981年には、統合参謀本部が平時海上交戦規定を承認し、同年のシドラ湾上空で、F-14戦闘機パイロットがこの規定を実行したのである。

太平洋軍総司令官は、平時海上交戦規定を全軍務に適用する「平時交戦規定（PROE）」のモデルとして活用し、1986年には国防長官からの承認を得た。その後まもなく、統合参謀本部から「平時交戦規定（PROE）」として発令された。

イ イラクの米艦スターク攻撃

1987年、ペルシャ湾で護衛巡回任務についていたフリゲート・スタークが、イラク空軍ミラージュF-1戦闘機から発射された2基のエグゾセミサイルで攻撃され、37人の米国海軍軍人が死亡した。緊急性と均衡性を具体化したROEによって、スタークの艦長は、敵対行為を行う、又は敵対意志を表示した航空機に軍事力行使を許可されていた。しかしながら、当時のROEには、先制攻撃が可能であるかどうかについて、伝統的判断（「第一撃を受けた後、反撃する」）を奨励していると思われる段階的な軍事力行使についての規則も含まれていた。海軍当局は調査の結果、ROEではなく艦長の判断を非難した。爾後、ペルシャ湾における個別の敵対行為基準が付け加えられたが、その事実は、当時のROEが誤った制限を提示していたことを当局が暗黙のうちに認めた結果となっている。

ウ 米艦ヴァンセンスのイラン旅客機撃墜

1987年、ミサイル巡洋艦ヴァンセンスは、上空13,500フィートを飛行中の民間機、イラン航空655便に2発のミサイルを発射、撃墜して、乗客乗員290名全員を死亡させた。

本件においては、改訂されたROEに従って、警報装置が民間旅客機に敵対意図反応を示したことを、艦長が訂正できたはずであったと批判された。直接的原因としては、艦艇要員が民間機であることを表示する装置を適切に調整せず、更に、直ぐ入手可能であるにもかかわらずフライトプランを照会することを怠ったため、旅客機が軍用機であるという誤ったデータが出され、艦長はこの誤った情報を基にミサイル発射を命令してしまったというものである。

公式な調査は、ストレスに起因する操作者の誤動作とデータの心理的歪曲がこの悲劇の主たる原因と認め、艦長を無罪としたが、不適切な内容のROEへの責任追及を抑えつけようとする企てだとする批判がある。

エ ペルシャ湾の危機から得た教訓

前記の他に、幾つかの事例がペルシャ湾危機から得られたが、それらからは、①政策がROEを制御するが、危機に際して、政策がない、あるいは政策が明瞭でないことは不幸な事態を招くことになりかねない、②ROEによって武力行使の閾値を調整できる、③効果的

なROEを作るには、十分な時間が必要である、④シビリアンコントロールを維持するためには、有効で確実な指揮管制システムが必要である、⑤ROEでは全てをカバーしきれない、⑥艦長をはじめ、必要な要員全てがROEを熟知しなければならないという教訓を得ることができたとされる⁽²³⁾。

③陸上部隊のためのROEの発展

米国の陸上部隊は、中烈度の通常戦争に備える訓練を行い、「必要に応ずる」という原理をもって多様な軍事行動に備える交戦規定を発展させてきた。陸上部隊は、要員個人と部隊を中心に防衛することが関心事であった。そのため、指揮官と兵士との間の通信の不完全、軍と報道機関との不信感の拡大、ワシントンと野戦指揮官との間の通信手段進歩などに大きく影響を受けている。

ア 朝鮮戦争

紛争当事者双方が、現行のROEに類似する命令によって制限されていなかったため、多くの戦傷死者を出している。

イ レバノン紛争

米地上部隊が展開した10年間、ROEという言葉は、兵隊用語としては馴染みのないものであった。作戦目的が、内戦で分裂した国家が共産主義者に乗っ取られるのを阻止することであったことから、単に「明確な目標でない限り、応射してはならない」とし、個々の小銃手の職務分野において非常に厳しい射撃規律を要求した標準命令を遵守させられていた。1958年の「Bluebat作戦」では、120日間にわたり、敵の射撃に対して1名の負傷者を出しただけで終了した。これは低烈度紛争における抑制の利点に関して地上部隊指揮官からの好意的評価を獲得している。

ウ ドミニカ共和国への介入

この活動は、抑制が求められたが非協力的な報道陣、地上部隊指揮官とワシントンの間での即時通信連絡、政策の変化がレバノンの場合とは異なったものとなった。介入が反乱を阻止したとき、軍事任務は速やかに外交に取って代われ、政治指導者は、外交交渉による解決への期待を高めるために軍事活動を緊密に調整させた。

ドミニカ介入は、米兵士にROEという用語を周知させる役割を果たしたが、「敵部隊を照準してから撃て」と訓練された兵士からは制限的に過ぎるROEであるとして酷評を受けた。目標に向かって射撃する場合、威嚇、制圧、殺傷等によって通常、射撃の仕方が異なる。目標に向かって照準射撃するということは自分を露呈する時間を増大させ、被害をこ

(23) 注7、*Military Law Review*, Vol.143 (Winter 1994), pp.35-46.

うむる確立を増大させる。状況にもよるが、相手がこちらに向かって射撃している時に照準して射撃する余裕はなく、「照準してから撃て」というのは、兵士にとっては極めてつらい状況となる。ここまで規制されたことに対し、このドミニカにおける作戦参加者は、「dump：ゴミ捨て場」「crazy：正気でない」「mind-boggling：肝つぶし」「confusing：錯乱」等とROEを評価している。

エ ベトナム戦争

ベトナム戦争は、兵士に対してROEの存在を広く知らしめることとなった。しかしながら、この戦争も又、ROEへの反発の契機になってしまっている。

在ベトナムの地上部隊司令部は、新任の将校及び下士官全員に、民間人、負傷者、捕虜を目標としてはならないとする規則が列挙された情報カードを受け取るよう要求した。全ての指揮官は、「特に住民稠密区域においては、配慮と識別に基づき火力を使用せよ」との規則が記されたカードを受け取った。様々な部隊レベルで発せられたROE群は、実質的に地上火器の全ての種類を統制することとなり、上級部隊のROEを解説するための、10種類の機能別ROEが多く含まれていた。無秩序な射撃や残虐行為に関する頻繁かつ刺激的な報道が、末端兵士に配布される規則の数や種類を増加させる結果となった。

ベトナム戦争に使用された規則、指令、作戦規定、付属書類及びカードは、現在使われている文書類との相似性が指摘されている。一例として、「個人全火器及び分隊支援火器は、以下に掲げる場合を除き、指揮官の命令により、使用することができる。①敵として発見され、かつ、肯定的に識別された敵兵士、②現に我を攻撃している点目標、③非戦闘員が危険にさらされることのない、敵がいそうな場所」というものがある。①と③は、現在兵士に教育され、体系化されている戦時交戦規定と一致する。また、②は、現在、最も多くのROE付属書類及びカードに規定されている規則であり、平時又は戦時において敵対行為から自衛できる兵士の本来の権利を述べている。

現在の地上部隊ROEとベトナム戦争当時のROEとの類似点は、政治と法の制約の中で作戦を遂行しなければならないという、ベトナム戦争当時と同じ基本原則が地上戦闘部隊に当てはめられているということである。

オ ベトナム戦以降

ベトナム戦争以来、三つの発展が、地上部隊ROEと、指揮官がこれを伝達する方法に変化を与えてきた。第一に、「自由射撃区域（free-fire zone）」や「特定攻撃区域（specified strike zone）」に関する指示がなくなった。ベトナム戦争は、東西冷戦下に行われた戦争という性格から、米国は米軍の行動を政治的に厳重に管理した。戦争態様も従来の正規戦ではなく、全期間を通じてゲリラ戦が主体となった。

住民を巻き込んだ多数の小部隊の戦闘様相等から、米軍は、戦闘効率を高め、住民の犠牲者の大量発生防止、住民の私有財産保全を目的として、住民地区における慎重かつ選択的な火力の使用を行うため、全ての火力について厳格な統制を行った。その中で、自由射撃区域が設定され次いでその名称が特定攻撃区域に変更された。

自由射撃区域は、政治的権限者が、あらかじめ、あらゆる手段の火力と機動の使用を承認した、特に設定された地理的空間であるとされている。アメリカ師団司令部規則によれば、自由射撃区域は、特定期間内、政治的な許可が承認された場合、責任を負う政治的権限者（地区／管区司令官）により設定された空間となっているが、確立したROEにより、軍事的な許容と承諾が必要であるとされている。

自由射撃区域は、実際の意味とは異なり、自由射撃という用語が、統制された射撃を妨げたり、ベトナム人の好意的感情育成を妨げると思われたことから「特定攻撃区域」という用語に置き換えられた。

軍事援助団司令部の制定した「ベトナム共和国における火力の使用に関する交戦法規」によれば、特定攻撃区域は、「南ベトナム軍の軍管区を担当する軍団長が指定（変更、廃止）する権限を有するから、アメリカ軍の上級指揮官は密接な連絡を保って当該地区の指定、変更又は廃止の状況を確認する」と記されている。また、艦砲による攻撃の場合、特定攻撃区域に対しては、アメリカ及び南ベトナムの上級当局の事前承認を得て、非観測射撃を行うことができるとされている。火力使用統制が観測射撃を原則とするため、目標に対する観測に時間がかかり、好機を逸することがたびたび生じたが、非観測射撃を行うことで、目標に対する迅速な対応が可能となった。

しかしながら戦況が切迫してくると他の区域でも、敵の射撃が始まり住民が避難するか退去の警告が行われると、区域内の村落への射撃許可手順がとられ、その後、村落は砲迫の無観測射撃にさらされたことから差がなくなったため、特定攻撃区域という用語も廃止された。

第二に、あらゆるROE別紙類及びカードの最初の部分等に「自衛」が書かれることになった。この変化は、1983年、バイルートで海兵隊員がテロリストによって殺害された事件がきっかけとなっている。当時の部隊ROEには、「撃たれた時のみ射撃せよ。無辜の民間人への危害を回避せよ。民間財産を尊重せよ。レバノン軍と協力して自衛せよ」という内容が強調されていたため、海兵隊員が殺害されたとされている。これをきっかけに文書化された交戦規定の一番前に、大文字で、兵士個人には自分を守る権利があることを思い出せるように自衛が記載された。

第三に、統合任務の交戦規定の方向性として、海軍が始めた基礎的な分析枠組みと用語

群を地上部隊が採用したことである。ここで敵対行為と敵対意志の定義を規定し、軍事力行使の前に敵対行為か敵対意志の一方又は双方が存在していなければならないとする緊急性と、兵士は自分が行使する軍事力と、対象とする脅威を比例させなくてはならないとする均衡性について記述されることとなった。

1987年から1990年にわたるパナマにおける米軍の作戦は、緊急性が問題となった良い例である。パナマ作戦は、マヌエル・ノリエガを権力から追放し、秩序を回復することを任務とする「正義の主張作戦（Operation Just Cause）」をもって完結した。この作戦に参加した米国地上部隊の兵士は、ROEに関する背景説明で、識別できた敵軍兵士を照準して射撃するという伝統的訓練を受けていた。また、米国としてノリエガに道徳的に有利な立場を渡さないように、パナマ政府を公然と刺激しないように命じられていた。

このため、平時ROEを用いて、敵対意志や均衡性という曖昧な状態で作戦に臨むこととなった。敵対意志に関しては、兵士は、敵対意志の唯一明白な識別は撃たれることか、パナマ国軍兵士が銃で自分を狙ったら敵対意志を現したことになるのか等の疑問を持ち、指揮官は、兵士が武装して実包を携行し、また、弾込めできる時期を命ずる最も厳しい交戦規定が適用されるのか、あるいはどのように適用するのかに悩むこととなった。

1991年のサウジアラビア、1993年のソマリアにおいては、ROEの伝達等に改善が行われたものの、兵士が実行できるほど体系的でなく、ROEの教義と訓練の変更が遅れていたとされている。それ以降、交戦規定で常に規制されてきた低強度紛争が軍事の主流であったことに対する多年にわたる嫌悪が増幅され、交戦規定が放置されてきた。通常型戦争であり伝統的な軍事行動である湾岸戦争において、戦時交戦規定が作成されその問題点は解決されたが、部隊が展開するほとんどの期間において、これを観察していた法務官は、「人民と財産を防護するための軍隊の規則の方が今回の積極的な交戦のための規則よりも適切であった」こと、及び平時のROEが交戦状態以前及び交戦状態以降において地上部隊の防護を扱うのに適当でないとして、交戦規定の問題解決を促した⁽²⁴⁾。

（2）英国

①マレーシア問題

英国海軍は、1960年代中期、ROEの前身として海軍教義を用いていた。爾後、米国と同様、先制攻撃問題に関し取り組んできており、その時期にマレーシア問題に直面した。

1963年、マレーシアは、以前からの住民の意志に反して二島を併合したと非難している

(24) 注7、*Military Law Review*, Vol.143 (Winter 1994), pp.45-55.

インドネシアから敵対行為に直面していると判断した。インドネシアは、外交的、軍事的圧力をかけるため、海上部隊と空挺部隊をマレーシア領内に侵入させた。英国は、海軍をもって、旧英国植民地であるマレーシアの防衛に積極的に介入した。作戦地域内にある艦長への指令は、公海上において挙動不審な行動をするか、誰何されたときに逃走した船舶は、尋問の対象となるとした。また、マレーシア領海内において、同様な行動をとった船舶には、強制力が行使され、最後の手段として、マレーシア水域内において停船を拒否し又はマレーシア領内に目標如何を問わず砲撃したインドネシア船舶は砲撃されるものとするという内容であった。これは公海と領海の法的性格の違いと無害通航権に沿って説明されているが、過剰な攻撃行為を黙認し、一連の緊急決定権を新たに創設するものであった。この時の艦長は即興で交戦規定を作り、国際的事件は発生しなかった。しかしながら、この時期の対立のために注意深く案出された政策の手段としての交戦規定は、事態に対処するというより、むしろ事態を統制するための海軍教義の一部に組み込まれた⁽²⁵⁾。

②イラン・イラク戦争等

英海軍ペルシャ湾派遣部隊は、ROEはエスカレーションの回避を目的とするが、多様な性質の潜在的脅威と奇襲攻撃の可能性があり、英国軍艦又はその保護下にある英商船の自衛権は制限されないとして、部隊の過剰反応等を防止するとともに、部隊の安全を確保しようとしていた。

フォークランド紛争においては、ある艦長の論文によれば、「ROEは一般に受け入れられた国際法を常に遵守する我々の伝統に基づき作成され、伝達されてきた。全戦争期間中、我々は国際法の許容限度内で行動した」として国際法を遵守したことを述べている。

(3) NATO

①統合共同ROE (Joint Combined ROE)

ユーゴ紛争でNATOは、初めて同盟として作戦展開した。このとき初めて「統合共同ROE (Joint Combined ROE) が作成され、これに基づき1993年国連の対ユーゴ経済制裁のためのNATO海軍による「俊敏な護衛作戦 (Operation Sharp Guard)」と国連の対ボスニア・ヘルツェゴビナ上空飛行禁止措置実行のためのNATO空軍による「飛行禁止作戦 (Operation Deny Flight)」が開始された。

爾後、当初の統合共同ROEを基に作成された単一のNATO公認の統合共同ROEによって、1995年、米国主導の「統合の努力作戦 (Operation Joint Endeavor)」が実施された。この

(25) 注7、*Military Law Review*, Vol.143 (Winter 1994), pp.40-42.

作戦は、統一司令部下で6万人規模のNATO軍を中心とする平和実施部隊（IFOR）が、ボスニア・ヘルツェゴビナに展開したものである。

この間、ROEに関する諸問題が見られる。まず、第一に米国は、ROEで禁じる以外は、指揮官は任務遂行のためあらゆる措置が取れるというのに対し、他の諸国は、ROEが許容する措置以外は取れないとするというように、基本的な考え方の違いがあった。第二に、米国は敵対行動及び敵対意図に対しても自衛権を行使できるとするが、他の諸国は敵対意図に対しては、自衛権としての軍事行動を厳しく制限していた。第三に、NATOの統合共同ROEに従うとしながらも、自国の法令遵守義務をも負っていたため、ROEと国内法が対立する可能性を含んでいた。このため、ROEカードを用いROEの一部停止等を処置せざるを得なかった。第四に構成国が多数にわたるため、言語が異なり、時間的、人的制約から統一司令部の点検が間に合わず、ROEカードの正確性に問題があった。

このような問題を踏まえながら、1999年初めまでに標準統合共同ROEは作成され、1999年春に行われた「同盟の力作戦（Operation Allied Force）」に使用された。1999年12月1日には、MA362 NATO ROEがNATOの統合共同ROEとして北大西洋理事会によって承認された⁽²⁶⁾。

3 ROEと他の法規との関係

ROEが軍隊の行動を規律する基準である以上、それを成立させる法的根拠が必要である。つまり、国家機関である軍の行動基準には常に法的裏付けが必要とされるのである。この裏付けは、国際法と国内法によってなされる。

国際法は戦争と平和の法であり、17世紀に誕生して以来、常に戦争を意識してきた。国際法においては、その成立期における神学的正戦論から始まって、正戦論、無差別戦争観、更には戦争違法化へと議論は進化するが、それは一貫して戦争への正当化理由の付与に重点を置いていた。第1次世界大戦後の戦争違法化から現在に至るまで、戦争を手段として用いて、すなわち武力を行使して国際問題を強制的に解決することは禁じられている。国連憲章の第2条第4項が「……武力による威嚇又は武力の行使を……慎まなければならない」とするのはその法的意識の明文化である⁽²⁷⁾。

こうして戦争（武力行使）が違法化された現代国際法において認められる武力行使は、

(26) 注15、「米軍におけるROEの発展と1994年版統合参謀本部標準交戦規則」、54ページ。

(27) すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に関するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

非常に限定されている。具体的には、国際社会総体の意思表示としての武力制裁措置（国連が想定する集団安全保障措置⁽²⁸⁾）と、不法な武力侵害を受けた場合の国連の集団安全保障措置が採られるまでの緊急措置としての自衛権行使⁽²⁹⁾である。逆に言えば、この両者を根拠とする限り、武力行使には正当性が認められるのであり、武力行使のための基準であるROEにも正当性が付与されることになる。本節では、米国のROEを素材として正当性付与の根拠に関して考察を行う。

(1) 国際法および国内法との一致

米国は、ROEが適用されるべき諸法規に従っていることを要求し、統合参謀本部に、適切な幕僚及び職員を確保して、適用されるべき国内法と武力紛争法を含む国際法との一致を確保するために法的な再審査を含めROEの見直しを実施させ、ROEが国際法と国内法に基づくことを要求する。国内法は一般に、国家が国際法上認められている権利、国際法上課されている義務の範囲内で規定内容を定めるため、国際法及び国内法への合致とは、国家活動を律する諸法規に合致することと同義である。

米国の場合、ROEの限界を設定する国内法規としては、国家が戦争を開始し、又遂行する権利を認める連邦憲法、大統領の戦争権限を定める戦争権限法やその他の連邦関連法規がある。更に、軍部隊が派遣される国家領域に適用されている当該国家の国内法も部隊行動を行う際の法的基準となる⁽³⁰⁾。国際法としては、海洋の平時における秩序を定める国際海洋法（国連海洋法条約の中の慣習法部分⁽³¹⁾）、同じく国際航空法の諸条約及び慣習法規、宇宙空間の秩序を規律する宇宙条約やその他の法規、更により一般的な国際法規として、国連憲章、とりわけ武力行使に関連する第2条第4項や、第51条を含む第7章など、更に武力紛争時の国家活動を律する武力紛争法（ハーグ法、ジュネーブ法）がある。更に、当該軍事作戦に関連する国連安保理決議も、当然に考慮が払われることになる。

こうした国内法と国際法は、他の国家においても基本的に同様である。我が国の場合には、日本国憲法と防衛諸法規、及び展開先の国内法規が国内法となり、国連海洋法条約を含む海洋法、航空法、宇宙法などの領域法、国連憲章、武力紛争法規などが従うべき国際法となるであろう。

(28) 国連憲章第7章。

(29) 国連憲章第51条。

(30) このことは、イギリスにおいても同様である。『交戦規定（JSP398抜粋）「統合及び諸職種連合作戦段階用」』序説1。

(31) 米国は国連海洋法条約に加盟しておらず、条約中の慣習法部分にのみ従うこととなる。ちなみに、我が国は海洋法条約加盟国であり、本条約はいかなる留保も認めないこととされているため、条約規定のすべてを遵守する義務を負う。

（2）ROEの策定

ROEは、実際には段階を追って策定されている。ROEは、国家の安全保障上の政策に則って軍事力を行使するための基準であり、国家の中枢レベルから、実際の武力行使を行う末端の部隊レベルまでをカバーする広汎なものであるため、その全体を一度に決定し、末端にまで伝達することは不可能である。更に付言すれば、末端部隊のレベルにおいては、作戦の根拠となる政策やROEの全てを知らされることは却って混乱の元となる可能性すらある。

ROEは、前節で述べたように、関連する諸法規と個別国家の政策に基づいて作成される。諸法規は禁止や許容内容を示しており、その性格によってROEの記述方法も異なる。禁止事項に関しては、ROEではより厳格な禁止を行うことだけが可能であるため、法規を「上回る」禁止がなされることになる。許容事項に関しては、最大その許容レベルまでが認められることから、法規を「下回る」許容範囲が記載されることになる。ただし、いずれの場合も、法規の範囲内でROEが決定され、記述されるという意味では共通である。

米国の国家中枢（NCA）は、自国軍部隊に適用される交戦規定を策定するための前提となる国家安全保障政策を策定する。この政策を受けて、軍の中央司令部（統合幕僚、統合作戦課（J-3））は作戦規定を整備する責任を有している。そのようにして策定された高レベルのROEは、国家中枢に報告され、承認を受ける。

各司令官は、こうして決定された作戦規定（高レベルのROE）を基に、自らの管轄する地域に固有の政策、脅威及び任務の変更に伴い必要とされるSROEを増補する。

各部隊の指揮官は、SROE及び上級指揮官のROEに従って任務を達成するため、自らのレベルに合わせたROEを確立する責任を有している⁽³²⁾。

こうした各レベルのROE策定に貢献するのは、各種の法規に熟達した法務官である。法務官は、ROE作成のための基礎として、常に、国家安全保障戦略の内容に習熟していることが求められている。法務官は、作戦幕僚（G-3）と情報幕僚（G-2）と共にROE作業グループを組織する。作戦幕僚は脅威対象の情報を、情報幕僚は任務、作戦の細部、そして指揮官の意図に関する知識を提供し、その上で法務官が政策上の制限や武力紛争法に関する考察を加える。このようにして作成されたROE案は、指揮官に説明され、承認を得ることによって正式なROEとなる。更に、時間的余裕があるのであれば、ROE案はそれに従うことになるより下部レベルの諸指揮官に配布され、意見を徴集することも有効とされる。このスタイルは各レベルにおいて同様に踏襲される。

(32) 注10、『米国軍隊に適用される標準交戦規定』第6項「責任」。

米国陸軍を例とすれば、(S)ROEは、統合参謀本部議長から統合軍司令官へ、統合軍司令官から師団長、旅団長、連・大隊長の指揮系統に沿って徹底される。統合軍司令官以下の指揮官は特定の任務に必要なROEを作成し、それぞれの上級指揮官に報告又は申請・承認を受けて下級指揮官に付与する。申請の重要度によっては、大統領までなされることとなる⁽³³⁾。そして、前線に派遣される各兵士は、末端レベルROEが分かりやすく記載されたポケットカードを保持することになるのである⁽³⁴⁾。また、末端の部隊まで武力行使に際してROE違反をしないように、法務官は最前線の現場にまで展開する。これは、各種の国際法規等を遵守して武力を行使するという国家の意思表示のシンボルでもある。

ROEは、部隊が行動する際の基準を一定の法的根拠をもって明示するものであるが、かかるROEが策定される前提としての国際法と国内法の知識は、行動する軍人、とりわけROEに従って部隊の行動を判断する指揮官が得ていなければならないものである。ROEは行動のための一定の法的根拠を有しているが、部隊は、時には、作戦行動のROEが想定もしていなかったような特殊な状況に置かれる可能性もある。その場合、そのROEを遵守しては部隊の存在そのものまで脅かされる場合もあり、そうした際には、その後の行動の合法性如何を、国際法及び国内法によって現場の指揮官が各自適切に判断すべきことがROEには含まれている筈である。その適切な判断の前提として、各種の法に関する知識が必要となることは言うまでもない。作戦行動ROEの適用不可能事態の生起がそのまま、部隊指揮官の思考停止に直結することは避けなければならない。通常の訓練時から、武力行使に関わる国際法と国内法の諸原則を繰り返し教育し、彼らのいわば天性のものとするべきである。武力行使関連法規（国連憲章を含む各種の平時国際法、ハーグ法、ジュネーブ法などの武力紛争法規、国内における安全保障関連法規）についての知識の収集と整理、教育体系の整備と適切な実施が不可欠である。こうした体系立てた教育を受けることにより、軍の中央レベルから末端部隊レベルに至るまで、一貫してROEの存在意義と重要性を認識できるようになる⁽³⁵⁾。

(33) こういった方式はイギリスにおいても同様である。イギリスは、ROEを国防省が策定し、各軍の最高司令官から各部隊にまで発令する。これらのROEには、必要に応じて、国家の政策指針、その意図を説明する部分を含んでいる。各レベルに発令されるROEは、国防省内の各部署間で調整の上、各レベル、各地域に応じた内容を決定することになっている。『交戦規定（JSP398抜粋）「統合及び諸職種連合作戦段階用」』交付 14。

(34) 『法務官のための交戦規定（ROE）ハンドブック』法・軍事センター、2000年5月、付録A統合参謀本部標準交戦規定 附属書L「交戦規定過程」第2項交戦規定a. 全般。

(35) 例えば米国海軍省は、『指揮官のための海軍作戦法規便覧』などを作成し、作戦実施に関連する諸法規を常に指揮官に意識させるようにしている。そこには、海軍の活動に直接はつながらないようにも思える宇宙空間での軍事活動についての法規についても言及されているなど、広汎な内容となっている。

（3）武力紛争時のROE

実際に武力紛争が生じ、自衛権に基づく反撃を契機として継続する紛争状態に至ると、軍隊の行動を律するのは戦時ROEと呼ばれる規則である。これは、通常、国家目標、戦略及び武力紛争法に従って策定され⁽³⁶⁾、武力行使を行う作戦指揮官の権限と責任を明確化するものである。ただし、前述のように、国際法理論上、武力行使が許容されるのは、自衛権に基づく場合と集団安全保障措置による場合だけであり、当該戦時ROEが適用される事態が、国連の集団安全保障措置が何らかの形で発動されている前であれば、その行動根拠は自衛権である。発動後には、根拠は集団安全保障措置へと移ることになる。いずれにせよ、自衛権又は集団安全保障措置という法的根拠の上に武力紛争法の諸法規が認められ、一定の政治的制約と共に戦時ROEを律することになる。この場合は、紛争状態にあるため、武力紛争法が禁じず、かつROEが認める範囲内で、部隊指揮官は敵と戦闘を行い、撃滅することができる。

（4）ROEの違反

ROEは、国家が一定の政治目的に従い、国際法及び国内法の認める範囲で定める部隊行動の基準である。そのため、ある特定の部隊等がROEに違反した時の処置が問題となる。

一般に、ROE違反のような軍紀違反は、軍事法廷において審査され、処罰の対象となる行為である⁽³⁷⁾。ROEは、国際法及び国内法の範囲内でその内容を決定しており、その関係は、国際法や国内法を「一般法」とすれば、「特別法」に当たる。国際法、国内法を問わず、凡そ法においては『特別法は一般法に優先する』ことが法の一般原則である。すなわち、国際法及び国内法とROEとの関係では、まず、ROEが優先的適用規則となる。

したがって、部隊の構成員がROE違反を犯した時には、軍部隊における命令及び法規則違反であるために、一般的には軍事法廷において、当該違反行為の是非が審査の対象となりうる。ただし、ROE違反が常に規則違反として必ず処罰対象となるとは思われない。当該違反行為の性質を如何に評価するかによるであろう。なぜならば、ROEは国際法及び国内法の範囲内で決定される行動規則であり、言い換えれば、ROEは国際法及び国内法の部分集合、又は真部分集合である。つまり、ROE違反の行為がそのまま国際法、国内法違反に直結する訳ではなく、いわば内規ともいえるROEに違反したけれども、当該行為は国際法、国内法に違反していないという状態の存在が想定しうる。この場合、ROE違反行為に

(36) 同上、17ページ。War Time ROE.

(37) 米国の場合、この法廷の設置を規定するのは、合衆国法典第10編第801条（軍事司法統一法第1条）以下の諸条である。

可罰性を認めるかどうかは、国際法及び国内法の許容範囲に入っており、かつ、当該行為を行ったことに十分な根拠が認められるかどうかを基準となる。もちろん、作戦行動のためのROEの前提条件が崩れた際に認められる行動は、国際法及び国内法によって禁じられていない範囲にとどまらねばならない。これを超える行為は、当然に処罰の対象となる。

(5) 軍事司法制度

ここで問題となりうるのは、軍事司法制度の欠如の影響如何である。軍事司法制度の下での軍事法廷は、時宜に応じて招集され、軍事法規（ROEを含む）違反行為を審査し、処罰を決定する。武力紛争の行われている期間中、及び近傍においても開廷されるため、証拠収集能力やその吟味などに、一般司法制度におけるそれと比較して不備がある危険性もあるが、何よりも迅速性があり、また、裁判官としての軍人が専門の見地から判断できるという利点も備えるなど、有効性も高い。

こうした制度を用意していない場合には、ROE違反者は法令違反容疑者として、通常の一般司法制度に従って訴追され、裁判を受け、処罰される。本人及び証人は武力紛争地から離れた法廷に召喚され、審理を受けることになる。そうした手続きはそれ自身当然のことであるが、軍事活動の特殊性を考えると欠点も考えられる。例えば、証拠能力の疑いに関して、違反地が紛争地域であるために十分に応えることのできない可能性がある。また、証人が現在も重要な軍事的役割を果たしているときに、紛争地域から召還するのは難しい。更に、捜査当局、検察当局、裁判所による実況検分など、通常の起訴手続きでは行われる各種の段階も、紛争地域下では安全に行えない可能性が高い。更に、通常の裁判と混在することによって未決拘留期間が長引く場合、同種のROE違反行為の処罰可能性も当該審査によって影響されるため、当該ROEが速やかに改訂されない限り、任務上必要な事態となっても同種の行動を取りにくくなることもあろう。なぜならば、同様の行動を取る限り、かかる行為者は同じように逮捕、訴追される可能性があるからである。この場合、軍事行動としての有効性確保に重大な支障をきたすことも予想される。通常の司法制度に乗せる場合には、上に例示したような一連の欠点を孕む可能性を考えるべきであろう。

更に、現在設置が進められている国際刑事裁判所にも配慮する必要がある。この国際裁判所は、4種の国際犯罪、虐殺（ジェノサイド）、戦争犯罪、人道に対する罪及び侵略の罪に関して管轄権を有する。既に2003年3月11日にはオランダのハーグに開設され、18名の裁判官が指名されると共に、現在は主席検察官、主席書記官も決定した。常設化へ進みつつある段階である。この裁判所は、あくまでも、ある国家の国内刑事司法制度が不備となっている場合に、重大な罪を犯した人間が適切な処罰から回避される弊害をなくすため

に補足的に機能する国際組織である。したがって、武力紛争時の犯罪に関しても、当該犯罪に関して、各種の国内司法制度が完備し適切に法的処理が行われている間は、特に問題は生じない筈である。ただし、軍事司法制度の不備、整備不足と一般司法制度の運用の遅れなどが相まって、自国の兵士がかかる国際法廷に訴追される可能性があるならば、それを極小化しておくべきであることは当然である。こうした問題にも注意しつつ、軍事司法制度に基づく軍事法廷を有しない国家の場合には、その新設可能性が検討されてもよい。

まとめ

本研究においては、ROE（部隊行動規則）がいかなるものかという問題について、一般に入手可能な資料を基に、その性質、内容などを調査し、検討してきた。本来、特別な理由がない限り、ROEは関係者以外には開示されないものであるため、詳細かつ明確な検討を行いきれなかった問題も多いのが残念である。しかし、一定程度の全体像を垣間見ることはできたと思われる。その概要は、以下のように記すことができるであろう。

ROEとは、一定の政治目的のために軍隊を使用する場合と自衛権行使のために軍隊を使用する場合に軍の行動を導く一連の規則である⁽³⁸⁾。それは政治と軍をつなぐ伝声管のごときのものであり、軍内部においては、司令部と前線部隊とをつなぐ伝声管でもある。このROEによって、政策決定者は、軍の様々な活動を政策実現のための一手段として有効に利用することができる。つまり、ROEとは、シビリアンコントロールを貫徹するための政治手法の一つと言える。逆に、軍にとっては、ROEによって、自らの活動が政策決定者の意図を離れ、国家の活動として不適切なものとならないように自制することができる。政治判断から開放されるのである。適切な手続きによって策定され、適切な内容を含むROEは、軍の部隊が武力行使を行う際の正当性を付与してくれるものである。その正当性は、国際法のレベル、国内法のレベル、武力行使の相手側の国家や地域レベルにおいてそれぞれ最大限に確保される。

ROEは、武力行使の現場の一挙手一投足までを政治が指示し、制御するための手段、リモコンケーブルではない。むしろ、現場におけるより適切な軍事的判断を行うために必要な、政策、戦略を明確化し、その実現のために実施される当該軍事作戦の目的を明確に示すものである。従って、末端部隊になればなるほどその指示は単純なものとなる。作戦実

(38) 日本の場合は、国際紛争を解決するために武力を手段としないだけでなく、自衛権行使の可能性をも非常に限定的に解釈している。従って、政策実現のために国外に自衛隊を派遣し、武力行使をするためのROEという思考は存在余地が殆どないと思われる。

施部隊は、ROEによって、自らが携わる活動の目的を常に意識することが可能となる。

ROEは、政策決定者、軍中央司令部、軍司令部、作戦実行部隊にまたがる諸規則であるが、それぞれ策定者が異なる。例えば、政策決定者は、決定されるROEによって実現する政治的目的を最初に提示すると共に、軍中央司令部が策定する高次元のROEが、自ら決定した政策と合致しているかどうかを、実務官僚の助けを得て確認する。軍中央司令部は、政策決定者からの指示を受けて、法務官や適切な人的資産を使用して高レベルのROEを策定し、政策決定者の承認を受ける。軍司令部は、軍中央が決定した高レベルのROEを基に、実際に作戦に従事する部隊の行動基準となるROEを設定し、その内容について、中央の承認を得る。そして、そのROEを基にして、個別に武力を行使することになる部隊のより具体的なROEが簡素な形で作成される。こうした軍の内部における各段階のROE策定には、国際法、国内法に通じた法務官が関与する。このような段階を経て、政策決定者の意図は軍部隊の活動の基準として十分な根拠を有しながら具体化されてゆく。適切な授権が下部レベルに対してなされ、授権を受けた各レベルは、上部レベルからの不必要な干渉を廃して適切な内容をROEに盛り込むことができる。

ROEは、軍の活動を政治目的と合致させる高い効果が見込めるものの、反面、逆の効果を生む危険性を孕んでいる。本来は適切な授権を受けて、上部レベルからの不当な干渉を受けることなく、目的に合致した最適な軍事行動基準を策定できるはずの作成過程に、過度の政治介入がなされる危険性が存在する。この場合、政治の支配が軍の末端レベルまで貫徹されるものの、軍の活動の効果は容易に失われ、最終的には当初の政治的目的まで果たせない結果となりかねない。厳に慎むべき行動である。

ROEは、部隊が行動する際の基準を一定の法的根拠をもって明示するものであるが、かかるROE策定の前提としての国際法と国内法の知識は、ROEに従って行動する軍人の指揮官以上が等しく得ていなければならないものである。通常の訓練時から、武力行使に関わる国際法と国内法の諸原則を繰り返し教育し、彼らの天性のものとしなくてはならない。武力行使関連法規についての知識の収集と整理、教育体系の整備と適切な実施が不可欠である。こうした体系立てた教育を受けることにより、軍の中央レベルから末端レベルに至るまで一貫してROEの存在意義と重要性を認識することにもつながる。

ROE違反は、広義の法規則遵守義務違反であり処罰の対象となりうる。ただし、軍事活動における規則違反であり、一般司法制度によって審査するには困難であることも予想される。各国が軍事司法制度を用意している背景にはこうした実務的理由も含まれている。不備がある場合には、詳細に分析を行った上で速やかに適切な配慮を行うべきであろう。

我が国は、今まで、敵対勢力の着上陸侵攻を主たる想定としてきた。しかし、状況は変

化しつつある。東西陣営の対立を背景にした着上陸侵攻は考えにくくなる反面、ゲリラや不法工作員の上陸や活動、テロ等が懸念される。更に、いわゆるならず者国家崩壊後の国家再建の過程で、不安定な状況にある領域に向けた自衛隊部隊の派遣、その領域における複数国家から派遣された部隊との並行的行動も予想される。また、内乱などの騒擾時に軍によって在外自国民を救出しようとする場合、従来は他国に依頼することが多かった我が国が、今後、自衛隊を派遣することが増える可能性もある。かかる状況下で使用されるROEに関しては、作戦に従事する部隊の行動基準として、諸行動の政治上の目的、法的根拠などが明確化されていることが必要である。各種行動におけるROEの策定と平行しつつ、我が国としてのより適切なROE関連体系の全般的整備が求められる。

（はしもとやすあき 研究部第1研究室主任研究官）

（ごうだまさとし 1等陸佐、研究部第4研究室主任研究官）